

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 15 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | 北谷町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 また、この事務は健康支援システムにて管理を行う。 具体的には、 ①新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等 ②予防接種実施の結果登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑤令和8年3月31日VRS事務終了 |
| ③システムの名称 | 健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理住民情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 ・別表の第14項、第126項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第10条、第67条の2 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号および別表14、126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25・26・153・154の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号および別表14、126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25・27・28・29・153の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 住民福祉部 保健衛生課 |
| ②所属長の役職名 | 保健衛生課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |

| | | |
|---------------------------------|--|---------|
| 請求先 | 〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課 | |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | | |
| 連絡先 | 〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課 | |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | | []適用した |
| 適用した理由 | | |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [O] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 予防接種事務において、特定個人情報の手入力や予診票の通知、予防接種履歴の照会等があるため、対象者の確認が重要であるが、人為的ミスを防ぐために複数人による確認を徹底しているため「十分である」と判断した。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和3年11月15日 | I-1-② | | (追記) ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後 | |
| 令和3年11月15日 | I-1-③ | 健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | |
| 令和3年11月15日 | I-3 | 1. 番号法第9条第1項 ・別表第一の93の2項 | 1. 番号法第9条第1項 ・別表第一の93の2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和3年11月15日 | I-4-② | 第19条第7号 | 第19条第8号 | 事後 | |
| 令和3年11月15日 | II-1 | 令和3年3月1日時点 | 令和3年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年11月15日 | II-2 | 令和3年3月1日時点 | 令和3年11月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年12月22日 | I-3 | 第19条第15号 | 第19条第16号 | 事後 | |
| 令和3年12月22日 | I-3 | 第19条第5号 | 第19条第6号 | 事後 | |
| 令和4年3月22日 | I-3 | | (追記)第10項 | 事後 | |
| 令和4年3月22日 | I-4-② | | (追記) (情報提供の根拠)・第16の2、16の3項 (情報照会の根拠)・第16の2、17、18、19項 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | I-1-② | ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、予防接種実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | ⑤令和8年3月31日VRS事務終了 | 事前 | |
| 令和8年2月24日 | I-1-③ | 健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) | 健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 事前 | |
| 令和8年2月24日 | I-3 | 1. 番号法第9条第1項 ・別表第一の第10項、第93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 2. 番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 | 1. 番号法第9条第1項 ・別表の第14項、第126項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第10条、第67条の2 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | I-4-② | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) ・第16の2、16の3項 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (情報照会の根拠) ・第16の2、17、18、19項 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) | (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号および別表14、126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25・26・153・154項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号および別表14、126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25・27・28・29・153項 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | II-1 | 令和3年11月1日時点 | 令和8年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | II-2 | 令和3年11月1日時点 | 令和8年1月1日時点 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | I 7 請求先 | 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 | 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | I 8 連絡先 | 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 | 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | IV 8 人手を介在させる作業 | — | [○]人手を介在させる作業はない | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策 | — | 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | IV 11 当該対策は十分か | — | 十分である | 事後 | |
| 令和8年2月24日 | IV 11 判断の根拠 | — | 予防接種事務において、特定個人情報の手入力や予診票の通知、予防接種履歴の照会等があるため、対象者の確認が重要であるが、人為的ミスを防ぐために複数人による確認を徹底しているため「十分である」と判断した。 | 事後 | |